

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

平成26年10月15日（水）午後2時30分から午後4時15分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 田中 聖浩（富山地方裁判所部総括判事）

裁判官 奥山 雅哉（富山地方裁判所判事補）

検察官 林 正章（富山地方検察庁三席検事）

弁護士 西山 貞義（富山県弁護士会）

裁判員経験者 1番～5番 5人

4 議事内容

○参加者の自己紹介，全体的な感想について

（司会）それでは意見交換会を始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は，司会を担当させていただきます，刑事部裁判官の田中でございます。皆様方とは，一緒に裁判員裁判を担当させていただきました。本日もよろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まってから約5年半が経過しました。この間，当庁においても29件の裁判員裁判を実施し，たくさんの方に裁判員裁判に参加していただきました。そこで，この意見交換会では，裁判員を経験された皆さんから，公判審理や評議などについて，率直な御意見，御感想をお伺いしたいと思います。そして，検察庁の方や弁護士会の方も立ち会っておりますので，法曹三者で皆様方の御意見を今後の裁判の運用の参考にさせていただき，よりよい裁判員裁判にしたいと考えております。どうぞ，裁判員を務めて良かったと思える点のみならず，不安に感じた点や改善を要する点などについて

も、忌憚なく御自由に発言いただければと思います。よろしくお願ひいたします。それでは皆様方にどのような事件に立ち会ったのかということと、裁判員を務めての全般的な感想についてお話しいただきたいと思います。お一人2分程度でお願いしたいと思います。

まず、経験者1番の方にお話しいただきたいと思いますが、事件は恐喝未遂・傷害致死事件のほか3件の事件でしたね。3人共犯の少年被告人の事件でしたが、1番の方が担当された事件はそのうちの2人でしたね、どのような感想をお持ちになりましたか。

(1番) 事件は昨年1月の事件でございまして、大変な、傷害致死という、お亡くなりになられた被害者もおられた事件で、加害者も数人ということで、犯行現場が大阪や京都や、そのほか県内で行われた複数のいろんな事件がありまして、ちょっと複雑でしたけれど、裁判官の皆様から、法律的な事柄の説明が何度もありまして、何とか終了させていただきました。私は一主婦でして、ドラマの中のようなことは思ってもいなかったのですが、体験させていただいたことにつきまして、大変な事件でしたが、いろいろ考えさせられ、今でも被害者の方の冥福を祈っていますし、加害者の更生を願っています。良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。

(司会) 続いて2番の方にお願ひしますが、2番の方の担当された事件は、事件としては1番の方と同じ事件ですが、分離された残りの一人の少年の事件ですね。恐喝未遂・傷害致死事件のほか、無免許運転、共同暴行等の事件もあった事件でしたが、いかがでしたか。

(2番) 私が担当したのは、少年が同じ未成年の少年の方を大阪、京都といろんなところに連れ回した上、傷害致死に至らしめたという事件でした。私は普段一般生活をしているとそういうことに経験がなく、自分には到底関係のない世界と感じていました。実際に裁判員裁判に関係させていただきました、やる前は、どうせ裁判官がほとんど進めて私たちの話は聞いてくれないかなと

思っていました。実際は、私たちの発言も非常に重要で、また発言しやすいように、裁判官にも配慮していただいたと思っています。自分のためにも良い経験だったかなと思いますし、まだ経験されていない方も多いと思いますが、私は、普段は報道でしか知ることができない判決の結果だけを聞いて、以前はなぜこんな判決になるんだと文句を言っていました。その見方が少し変わったかなと思います。非常に良い経験をさせていただいたかなと思っています。以上です。

(司会) ありがとうございます。続いて3番の方ですね。現住建造物等放火未遂事件でしたね。

(3番) 放火の事件ですが、被告人本人に記憶がないということで、放火したかどうか覚えていないという中でたくさんの証人の方にたくさん質問を投げかけたような気がします。裁判長が進行してくださっていたのですが、最初はそれを聞いていればよいのかなと思っていたのですが、実際に自分たちがいろんなことを質問することによって新たな事実が分かたりするので、とても自分たちがいて良かったのではないかなと思っています。日頃、裁判の結果を見ていて、なぜこんな判決になるのと思っていたこともあるのですが、とても大変な事実関係を確認しながら評議の中で決められたことを経験したおかげで、細かく、詳しく、その事件に対する自分の思いがわき上がる経験となり、いろいろなことを経験する中で全く別世界の経験となったので、自分なりに、そういう雰囲気になりました。ですから、若い子たちにも、いいよと勧めたりしたこともありますし、やはりいろんな人たちに経験してほしいと感想を持ちました。

(司会) ありがとうございます。4番の方は3番の方と同じ放火未遂事件ですね。御感想をどうぞ。

(4番) 放火未遂事件ということでしたけど、天井の焦げた写真とか、冷蔵庫付近の写真を見ると、かなりひどいなと感じ、私は未遂でなく放火ではないかと

思ったくらいですが、他に燃え移ったりせず、亡くなる人がいたりといったことがなくて良かったのかなと思います。それと、私は裁判員1番だったので、私から意見を言うていくわけですが、最後の判決を決める評議のときに、それだけの刑だということをしたときに、本当に良かったのかなどうかなと思ったのですが、最後まで裁判官や裁判員の意見を聴いてほっとしていました。また、こういう経験は他の人たちもどんどんやっていけばいいと思います。

(司会) 5番の方も、3番、4番の方と同じ事件ですね。御感想を。

(5番) 評議のときには、裁判員に常に順番に何度も何度も意見を言われるというか、聞いていただいて、本当に難しかったです。判決に至るまでは、裁判員も裁判長や裁判官と同じ判決の一票として扱ってもらい、裁判官とは知識も頭脳も全く違うのに、最後まで同じように扱いをしていただいたことが本当に驚きと感動でした。

(司会) ありがとうございます。この後は具体的に個別のことをお聞きしていきたいと思います。

○裁判員等選任手続当日までの間の不安等の有無について

(司会) 個別の事柄として一番初めに、事件のためにお越しく下さいという裁判所からの連絡があつてから、実際に裁判所に来られるまでの不安等についてお聞きしたいと思います。期間は2か月くらいあったと思うのですが、いかがでしたか。

(1番) 不安は全くありませんでした。逆に、あっ、来たという、そういう感じでした。

(司会) それは前の年の11月に裁判員候補者名簿に載りましたという通知が来ていたので、ある程度覚悟していたということですか。

(1番) いえ、実は私の87歳になる父が、子どものころに母親に連れられて傍聴した経験があるということは何度か聞いていましたものですから、あの時代

にどうして連れていったのだろうとおばあちゃんの気持ちとか考えたりしていたので、それで不思議な縁を感じていました。

(司会) 2番の方はいかがですか。

(2番) 不安は全くなかったのですが、最高裁から通知が来た後、そういうこともしばらく忘れていて、いきなり富山の裁判所から通知が来て、ここまできたのだから最後までどうせなら経験したいなと思いました。

(司会) お仕事の関係をどうしようというお悩みはなかったですか。

(2番) 裁判所から通知をいただいたときから、職場の人にはもしかしたら可能性があるのですが、日程は分からないけれど数日休むことになるかと伝えてあり、会社がそういうことに協力しなさいという会社ですので、そういうのはなかったです。

(司会) 3番の方お願いします。

(3番) 不安というか、何をやるのだろうというか、裁判員の中身、仕事が分からなかったのが、不安というか、どうするのかなという感覚でした。仕事柄、休みはもらえるので、裁判員の関係で休みをくださいと言ったら、はい分かりましたと即答で返事もらったのですが、自分なりに裁判員になったときの、自分がやるときの想像というか、何をどうしていくという不安がありました。選ばれたら頑張ろうかという感じになりましたが、選ばれるまではどうするのかなという感覚でした。

(司会) 裁判員になったらどういうことをするのかなという不安ですか。お送りしているパンフレットなどには説明が書いてあったと思いますが、具体的なイメージとしては分からなかったということですね。

(3番) はい。

(司会) 4番の方どうぞ。

(4番) 期間が12日間ということで、最初選ばれたときに、職場の上司から何日くらいだと聞かれて、私は、3日か4日かなと適当なことを言っていたので

すが、実際は12日間ということで、会社にそう言ったら結構言われましたけれど、うちの会社は、裁判員関係の制度があるのですが、私が会社で初めて裁判員になって、その制度の決まりを見せてほしかったなと思います。

(司会) 裁判員法の規定により、職場においては裁判員の関係でその方を不利益に扱ってはならないことになっておりますし、会社によっては、裁判員のための休暇も設けているところがあるということですが、結局は配慮していただけたのですね。

(4番) はい。

(司会) 5番の方をお願いします。

(5番) 不安というより、最高裁から通知が来たときは驚きが最初で、なぜ私にと、しばらく呆然としていました。今度、裁判所から通知が来て、本当だったのだと自覚しまして、知り合いの弁護士に言いましたら、絶対に出席しなさいと言われ、それまで私は参加する気がなかったんですけど、絶対に行ってください、絶対のためになるからと言われて、そうかと思って来ました。そして選出されて、それでまた驚いて、そのことを報告したら、おめでとうと弁護士さんにとと言われて、おめでとうと言われたのだからきっと良いことなのだろうなと思って迎えました。

(司会) ありがとうございます。皆さんが参加されたのはいずれも富山地裁の裁判員裁判の中では長い裁判でしたね。現住建造物等放火未遂の事件は、事件性、犯人性、責任能力が争われた事件で、確かに実際にお仕事をしていただいた日数が12日間です。土日を含めると裁判の期間としては17日間で、大変時間をとらせてしまったということになります。また、1番、2番の方が経験された裁判についても、関係者がたくさんいて争点もあったということで、1番の方の被告人2人の裁判では、実際に裁判員としてお仕事をしていただいた日が10日間で土日を入れて16日間、2番の方が経験された裁判の方は、実際にお仕事をされたのは11日間で、土日を入れて15日間でした。

三、四日で終わる裁判員裁判ももちろんあるのですが、皆さんが参加された事件は、日数がかかった難しい事件だったと思います。

○公判審理について

(司会) これからは裁判の中身についてお聞きしたいと思います。まず、裁判の冒頭で、検察官と弁護人が冒頭陳述というものをされたと思うのですが、それぞれ主張を述べて争点を明らかにする手続だったわけですが、これについて何かございますか。

(1番) 資料も、本当に分かりやすい資料を作っていただきまして、説明も分かりやすく良かったと思います。

(司会) 被告人が2人の手続でしたが、男性被告人側の弁護人の冒頭陳述では空欄を補充するという紙が配られた、弁護人が話す言葉を書き込んでいく書面が配られたのは覚えていらっしゃいますか。大事なところが空欄になっているという書面だったのですが。

(1番) あったと思います。空欄を埋めた記憶があります。

(司会) それはそれで分かりやすかったですか。

(1番) そうですね。何も知らないもので、そういうものかなと思いました。

(司会) 2番の方は、冒頭陳述についてどうでしたか。

(2番) 冒頭陳述は、まず検察官の方は、A3版の一覧表にして、要点をしっかりとまとめていただいて、しゃべり方も分かりやすかった、非常に理解しやすかったと思っています。弁護人の方は時間的に非常に長く、文章も長くて聞きづらかったかなという、正直申しますと、そういう印象があります。

(司会) 確かに弁護人の分量が多かったですね。続いて3、4、5番の方は同じ事件ですので、どなたかお一人でも結構ですが、冒頭陳述で印象的なことがあれば、こうすれば分かりやすかったとか、おっしゃっていただきたいのですがいかがですか。

(4番) 検察官の方ですが、まあ、練習しているともお聞きしていますが、本当

に分かりやすく言われて良かったと思います。

(司会) 検察官は組織ですので、だいたいやり方は一緒ですね。図表型の書面を配って、説明するやり方で、比較的分かりやすいですね。弁護人は個性がありますね。

次に公判審理の中の証拠調べですが、書証の取調べについてどんな印象でしたか。写真はモニターに映し出していましたし、供述調書は読み上げていたと思いますが、いかがでしたか。

(1番) 担当させていただいた事件は、その場面その場面が本当にたくさんで、その資料も何種類かあって、書き込んでいるときに、ちょっと資料を一括していただいた方が良かったと感じたことがありました。何種類かあって同じような流れで持っていたのですが、説明の仕方というかちょっと。

(司会) 1番の方の事件は本当に事件の数が多かったですね。メインの恐喝未遂・傷害致死のほかに三つの事件があって、それについても書証を初日にかなり調べたので、しかも四つ目の事件では犯行現場が5か所くらいと多く、犯行現場ごとに書証があったので、初日に御覧いただくには大変な量があったということですよ。

(1番) 被告人質問のときも、あっちをめぐったりこっちをめぐったりで書き込んでいたりしたのですが、こっちは分かりやすかったり、こっちは少し簡単なもので、といった。勝手なことを言って申し訳ありません。それと、お亡くなりになられた方の写真がありましたね。先日も、裁判員をされた方が裁判所を相手取って訴訟を起こしたことがあったり、病気がちになったという方もおられたということですが、私の経験した事件では、亡くなられた方の証明写真みたいなものだったと思いますけど、長い時間だったかなと。亡くなられる前のコンビニでの動画もあって、それは大丈夫だったのですが、被害者の方の証明写真が長い時間出ていて、今でもはっきりとお顔が記憶に残っています。ある程度の時間で良かったのではないかと思います。

(司会) 今話題に出ましたが、裁判員裁判で御遺体の写真や命を落とされる直前の言葉などが証拠調べになってそれが原因でストレス障害になったということで訴訟になったという報道がありました。そういった事態の発生を受けて、裁判所も、現在では、そういった御遺体等の衝撃的な写真などについては、必要性を厳密に考えて必要があるものだけを証拠調べする、また、取り調べる必要がある場合でも少しでも衝撃を和らげる、例えばイラストで足りるような場合はイラストにするなどといった運用になっていると思います。1番の方の事件は被害者が亡くなった事件ですが、御遺体の写真は調べなかったですね。調べたものは、コンビニで被害者が倒れたビデオがありました、遠目のものでしたね。それと、被害者の御遺族の方の調書についていた被害者の証明写真だったと思いますが、それ自体は悲惨な写真ではなく、生前の証明写真ですが、亡くなったということを踏まえるとつらい気持ちになられたということでしょうか。

(1番) そうですね。ある程度の時間で良かったかなと思いました。

(司会) 2番の方はいかがでしょうか。

(2番) 書証に関しては、場面が非常に多かったような記憶があるのですが、評議には必要十分な内容で、特に問題なかった、分かりやすかったと思います。

(司会) ありがとうございます。その被告人についても、別の事件があったのですが、それは争われていたということもあって、区分審理で裁判官だけで審理して、有罪であるというところまで判決をしていたのですね。それで裁判員の方は恐喝未遂・傷害致死の事件の証拠だけを調べたのですが、それでも書証が25点くらいあったと思います。犯行現場が多数であったので、それなりに多くはあったと思います。

3番、4番、5番の方の現住建造物等放火未遂事件では、書証の調べはいかがだったですか。3番の方いかがですか。

(3番) 写真の色合いについてですが、写真の撮り方については色が濃かったり、

そこが燃え広がっているのか，単に上だけ燃えているのか，すすで黒くなっただけなのか，写真では少し判断しにくかったかなということがあった記憶です。

(司会) あの事件では，そもそも放火事件なのか，放火事件として被告人が犯人なのか，犯人だとして責任能力があるのかという三つの大きな論点があったので，証人を13人も調べており，それでも現場の写真などは調べているのですが，その写真の中に分かりづらい写真があったということでしょうか。写真について説明する証人もいろいろいましたので最終的には評議はできたということかと思います。なお，供述調書の取調べについては，最近はあまりやらずに，法廷に関係者を呼んで，証人尋問で調べるようにしているので，今回来ていただいた経験者の方々の事件では供述調書はあまりなかったのですが，ただ，1番の方にお聞きしますが，1番の方の経験された事件では，恐喝未遂・傷害致死の事件以外の三つの事件で供述調書を多数採用して検察官立証がなされたのですが，その内容は，頭に入りやすかったですか。

(1番) 県内の事件については地名も分かりますし，そこでああだったんだ，こうだったんだと何となく分かりましたが，調書の書類といったものは持ち帰ることができなかったですよね。本当は家に持ち帰ってじっくり考えたいというのもありましたが，何とか頭には入ったと思います。

(司会) 次に，証人尋問，被告人質問ですが，現住建造物等放火未遂の事件は，先程も述べましたが証人が13人という数で，被告人質問も含めると14人という事件だったのですが，分かりやすさなどはいかがでしたでしょうか。

(5番) 被告人は，精神的な病や記憶がなくなっていたために，証人の方にたくさん来ていただいて，消防士の方，医師の方など，質問にもちゃんと分かりやすく答えてくださって良かったと思います。

(司会) 被告人が事件を覚えていないと主張していた事件ですね。被告人の精神的な病については，最終的には裁判所としては寛解状態ということで責任能力

を認めたという結果でしたが、証人が次々と出廷して述べるという事件でしたね。鑑定した精神科医の話はいかがでしたか。最初はパワーポイントを使ったプレゼン方式でお話しいただき、その後、検察官、弁護士、裁判員や裁判官の質問というやり方でしたが、どんな印象でしたか。

(3番, 4番, 5番)

(発言なし。)

(司会) 今年2月の公判であり何か月も経ってしまいましたので、個別の事柄については、御記憶も薄れているところもありますかね。もう少し早く意見交換会ができれば良かったのですが。

1番の方の事件は被告人2人でなかなか分量が多かったと思いますが、どんな印象でいらっしゃいましたか。証人尋問も同行していた目撃者や情状証人の尋問もありました。

(1番) 思ったよりも正直に答えていたように思います。証人の方も、心から本当のことをおっしゃっていたように思います。ただ、他の皆さんとも言っていたのですが、本当にひどい事件だったので、被告人の顔を見ることについて、最初、目が合ったらどうしようとか、最初は被告人がマスクをしていたので、私もうつむいたりとか、ちらちらと見る程度だったのですが、だんだんと時間が過ぎて、正直に答えている姿を見て、ちゃんと顔を見て話を聞けるようになったと思います。最初は、本当に、休廷のときに、目が合ってしまった、とか思っていたのですが、日が経つとともに真剣に向き合えるようになったと思います。

(司会) 2番の方の法廷では、共犯者2人が証人として出廷し、そのほか同行していた目撃者も出廷し、駐車場での目撃者である第三者的証人の尋問も行われましたが、質問の仕方などは分かりやすかったですか。

(2番) まず、質問は、検察の方の質問は非常に激しくて、最初はちょっと見とれてしまったんですが、質問は要点をまとめられていて非常に分かりやすかつ

たかなど、結局知りたいことをうまく引き出すような質問をしていたという印象を持っています。後々の評議などにも十分活かされたかなと思います。

(司会) 2番の方は、直接質問もされましたですね。目の前で聞いてすぐ質問ができるというのは、どうですか。良かったですか。あるいは、難しかったですか。

(2番) 格好を付けるわけではないですが、市民を代表して出ているという意識で、私としてはすごく真剣に取り組ませていただいたところで、意見のやり取りを聞いていて疑問に思ったことがありましたので、そういったことを質問させてもらったのと、市民感情もありますので、謝罪をしてほしいということを書いてしまったりということがあったという記憶です。

(司会) 次は、論告・弁論についてですが、時間の関係もありますので、検察官の論告と弁護人の最終弁論、これについてこれだけは言いたいという方おられませんか。よろしいでしょうか。

(経験者ら)

(発言なし。)

○評議について

(司会) 次に評議についてですが、事実認定の評議と量刑の評議と併せてお聞きしたいと思います。1番の方の事件では、女性被告人がホテル内で暴行を加えたかどうか、また、量刑ということでは、男性被告人が裁判時も少年だったことから、弁護人からは保護処分相当なので家庭裁判所に送り返してほしいという意見があり、その点の判断、そして、結局、刑事処分相当となりましたが、その場合の不定期刑という問題などありましたね。一方、女性被告人に関しては、判決時成人になっていて定期刑となるなど、いろいろ難しい問題があったと思うのですが、感想としてはいかがでしたか。進め方とか、話しやすかったとか、話ができたか、時間が十分だったかなど、何でも結構です。

(1番) よく皆様いろんな意見を述べておられたと思いますが、今回の事件は罪の重さがはっきりしていたような事件だったと思いました。最後は、求刑どおりのということでまとまりましたので、その点ではすごく難しいということもなかったと思います。

(司会) 2番の方の事件は、1番の方の事件のもう一人の被告人の事件ですが、こちらについては裁判時も少年ということで、やはり弁護士から家庭裁判所に移送という意見があり、そういった判断や、刑事処分相当となると不定期刑の問題ですね、また、その前提となる事実認定の点も、駐車場で被告人の行動で、被害者をわざと落とすという行動をしたのかという点ですね。

(2番) 駐車場の点は一番時間がかかっていたと記憶していますけれど、私を含めて他の方も自分の意見をおっしゃっていたと思いますし、裁判長が、しっかり意見を引き出すような、偏った形でなく、いろんな形でやっておられたと思います。事実をどう認定するかは正直難しいという印象は、今もまだ残っています。

(司会) ありがとうございます。3番、4番、5番の方の事件は、事件性、犯人性という事実認定が問題になりましたね。その上で、責任能力の問題もありましたが。振り返ってどうでしたか。

(5番) 被告人がこの犯罪に至るまで精神的な病を発病していたということで、精神的な病のせいでこういうことになってしまったのか、それとももしかしたら、詐病であったのかで大分評議し、皆さんの意見が、悩んだり、飛び交ったり、難しかったです。

(司会) この事件では評議だけで丸4日かかりました。このほか論告・弁論を行った日と判決宣告を行った日も評議をしましたので、実質5日間くらい評議したことになりますが、裁判員の方も大変な労力だったと思います。4番の方御感想はいかがでしたか。

(4番) 精神的な病もあったということですが、長いこと仕事をしていなかったと

いうこともあったのかなど。奥さん一人で仕事をして子どもを育てて、そういうこともあって、判断が難しかったと思います。

(司会) 評議時間としては十分でしたか。3番の方いかがでしたでしょうか。

(3番) 評議し足りなかったかどうかという点で十分かという点、評議でいろんな意見は出ていたのですが、最終的にはまとまったもので、評議の中で否定的な疑問を呈する意見が出て、やっぱり肯定的意見が皆から出ていたと思いますので、日数が多くても短くても、最終的には一緒だったかなと思います。今思うと、5日間の評議が長かったか短かったかと言われると、それ以上長くても同じ結果になったように思います。

○負担のあった点、改善すべき点など

(司会) 裁判員裁判全般を通じて、裁判員として御負担を感じた点、負担について裁判所が配慮すべきではなかったかという点、それと、まとめてお伺いしたいと思いますが、裁判所、検察庁、弁護士に対して、裁判員裁判をしていく上でこうしたら良いのではないかという提言が何かありましたらお伺いしたいと思います。

(5番) 裁判員としてここに来ていたときの負担はありませんでした。それは裁判長、裁判官の方が本当に心和むようにいろんなことを本当に細かく親切に教えてくださったり、お昼も一緒に食べたり、お茶やお菓子などもありましたし。申し上げにくいのですが、私は今、この場にいる方がすごく緊張して息苦しくて、早く終わらないかなと思っているくらいですが、評議のときは、日が経つごとに和やかになって、犯罪のことで話しているのに和やかというのも変ですが、負担は感じませんでした。感謝しています。

(4番) 私も、裁判長や2人の裁判官の方に休み時間でも分からないことがあると教えていただいたり、本当に心が和んで、緊張感があまりなく、裁判所はもっと堅苦しいイメージで来たのですが、そうではなく、自分の意見を、間違った意見かもしれないけどこう思う、ということをはっきり言えたという意

味では良かったと思います。それと改善すべき点ということですが、私は、会社から給料をいただいて、国からこの手当もいただいているもので、何か二重取りしているような気持ちです。会社には、裁判所からもらった分を差し引いてもらってもよいかもしれないと思っています。

(司会) 今の点は、会社によっても扱いが違うようですね。確かに、裁判員に対しては国から手当が出ますが、そのお金は損害の補填という性質になっています。3番の方いかがですか。

(3番) 裁判員の間は特に負担はなかったと思っています。特に改善すべき点ということではないですが、会社勤めの人、主婦、パートとかいろんなところで働いている人が参加されていたので、いろんな意見が出ていたので良かったなと思っています。

(2番) 負担を感じた点は特になかったかなと思います。ただ私は個人的には普段片道15分くらいで通勤していますが、片道1時間半かかっていたので個人的には負担を感じたのはその点と思っています。それと、裁判官ってどういう人たちなのだろうと思っていましたが、評議のときはきっちり評議、休憩時間には世間話もちゃんとできる人格者なのだなと思いました。そういった点で、こんなことでもないと、自分は裁判所に来ることはないと思うので、非常に良い経験だったなと改めて思っています。

(司会) ありがとうございます。裁判員裁判は多くの県で本庁だけで行われているため、県の端っこの方だと通勤時間が多くかかって負担になるということはあるかもしれませんね。かなり遠い方だと宿泊が認められるところもありますが、富山県の場合はそれもあまりないですので。1番の方いかがですか。

(1番) 私は普段、専業主婦で、朝からきちんきちんと出るということがなかったものですから、家族からは絶対に10日間きちんとやりぬくようにと背中を押されていましたし、負担というのはほとんどなかったです。裁判官の皆様にも和やかな雰囲気を作っていただいて、充実した日々を送らせていただき

ました。

○裁判員を経験していない一般の方に伝えたいこと

(司会) それでは、県内でも、裁判員裁判を経験されていない方がたくさんいらっしゃるということで、これから裁判員裁判を経験される可能性のある県民の皆様には、経験されたことを踏まえてメッセージをお願いいたします。

(5番) 本当に犯罪というものの恐ろしさ、何も悪いことをしていなくても過失で何か起こしてしまうこともあるので、一日一日今日無事終わることができたということが感謝の日々です。裁判員を経験して、一日無事何事も起こさず生きられるということへの感謝を感じ、難しい言葉、裁判用語なども勉強もできましたし、是非、皆さんに経験していただきたいと思います。

(4番) 私もやはり、まだ経験していない方には、どんどん積極的に参加してほしいと思います。同じ事件を見て量刑を決めるに当たり、例えば20代の男性が量刑を決めるのと、60代の女性、70代と、年齢によってもそれぞれ違ってくると思うので、いろんな人が参加したら良いと思います。

(司会) 裁判員制度の趣旨はそういうところにもありますよね。いろんなバックグラウンドを持つ方に参加していただくことで、裁判をより良いものにしていくということですね。

(3番) 私も一緒に、経験してない人に、1回でも良いから経験していただきたいと思います。自分にとっても良い経験になったと思いますのでそう伝えたいと思います。

(2番) 未経験者の方に経験してもらいたいのですが、未経験者の方が嫌だという理由というのは、おそらく裁判員裁判の中身が、事件の中身でなく裁判員裁判というものの中身が今一つよく知られていないことにあると思うので、広報活動をしっかりしていかないと、当たっても嫌だと言いつける人は減らないうらなうと思います。非常に良い経験だったと思うのですが、広報をしっかりとっていけないとというそういった面は感じます。

(司会) 今のお話ですが、今後、裁判所でも、裁判員制度の広報をしっかりとやっていかないといけないと思っています。裁判官や職員が出向いて説明をするということもやっていきたいと思っています。いろいろ不安を抱えていらっしゃる方もおられると思いますので、そういった不安を解消するようなことをしていきたいと思っています。

(1番) 普段自分の家族のことだけ、例えば毎日元気でいてほしいとか、そういった毎日でしたが、これを経験してから、担当した事件の被害者や加害者のことを思うようなことがあります。そういった、真剣に何かに思いを寄せるといことが人にとって大事なことだと思います。また、間近で裁判官の仕事を見て、ドラマなどでしか見ていなかったのが、本当に大変な仕事をしているのだなと思いました。充実していました。ありがとうございます。他の方にも良い経験をしていただきたいと思います。

(司会) 続きまして、列席されておられる検察庁の方、弁護士会の方から裁判員経験者の方に対する御質問を、時間の関係もありますので1問か2問くらいになりますが、していただきたいと思います。

(林検察官) まず、1番の方に教えていただきたいのですが、この事件については事件の数が多いので、メリハリを付けて、全体が簡単に分かるものをお示した上で、特に刑を決めるためにポイントになるであろう恐喝未遂・傷害致死の事件を手厚く立証する方法としたのですが、全体が分かりやすかったか、もっと細かいところを教えて欲しかったのか、その辺はどうでしたか。

(1番) 私はそんな余裕がなかったですね。私は6番だったのですが、私のすぐ前で検察官がお話され、目を合わせて説明してくださるので、検察官の方をしっかりと目を見ながら聞いているのが精一杯でした。

(林検察官) 特に分かりにくいとか足りないという印象はなかったですか。

(1番) そうですね。

(林検察官) 2番の方も同じような構造でやらせていただいたのですが、冒頭陳述

や証人への質問でメリハリを付けてということ意識していたのですが、メリハリが付いていたかという点でどのようにお感じになったか教えていただければと思います。

(2番) 尋問されている内容は非常に分かりやすかったですし、滑舌も非常に良く聞き取りやすかったと思います。部分判決ということで私の前に審理された内容については、もやっとした部分もあって、知らなくても評議に影響はなかったのかもしれませんが、もやっとした部分はありました。

(林検察官) ありがとうございます。3番から5番の方に教えていただきたいのですが、証人尋問がたくさんあったと思うのですが、警察官に対する証人尋問ですが、証拠物を押収したときの手続の適正を立証しようと思ってやっているのですが、これを行う意味とか必要性はきちんと伝わったのか、尋問の時は分からず、評議でそういう位置付けだと分かったということなのか、その辺を教えていただければと思います。

(3番) 本人の衣服かどうかという点で、それを確実にどこから持ってきて鑑定したという流れと認識しているので、流れ的にはそういう手続を踏んで判断するということが分かったというか、そんなに分かりにくいという訳ではなかったと思います。

(林検察官) ありがとうございます。同じ事件で、火元がどこか、火災の原因が何か、あるいは証拠物に灯油が付着していたとかいう非常に専門的な内容を含む証言もあったのですが、それについて法廷で聞いたときに分かりやすいものだったのか、あとから議論していて、そういうことだったのかと分かったのか、証言の分かりやすさについて教えていただければと思います。

(4番) 灯油の件は、ファンヒーターの中に残っている灯油と、服とか壁に付いている灯油が同じ灯油かを調べるに当たり、鑑識課ですか、灯油を調べたら、炭化水素が18個つながっているというのと炭化水素が17個つながっているとかいう話があって、横のグラフが秒を表し、縦のグラフが何かという話

があって、ちょっとよく分からなかったということがありました。違う灯油か同じ灯油かということですが、ちょっと難しかったかなと思います。

(司会) 現場の残焼物や被告人の着ていた着衣から検出されたという灯油の関係で、炭化水素の炭素数など専門的な、いろんな証言がありましたね。すぐに聞いて理解できない部分もあったということですが、最終的には評議において全員の力で理解できたということですかね。

(4番) はい。

(西山弁護士) 富山県弁護士会の西山です。本日は貴重な御意見をお聴かせいただきありがとうございます。私の方から経験者全員にお聞きしたいのですが、冒頭手続から最終弁論まで御覧になっていると思いますが、その中で、改善すべき弁護活動という、ここを改善したら良い弁護活動になるのではという点を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(司会) 全員ですね。1番の方から。

(1番) (発言なし。)

(司会) 少し難しいですかね。2番の方は。

(2番) 正しいか分かりませんが、私の意見ですが、私の裁判では弁護人の方の、余りに長くて要点が分かりにくくなったということがありました。致し方がないのかもしれませんが、裁判員裁判では法律の専門家ではない6人が聞いているのは事実ですので、その人たちに分かりやすく伝えることが大切だと思います。

(3番) 弁護士さんは、被告人本人の記憶がないところから弁護するのが大変だったと思うのですが、細かいところを、証拠を断定できないということや、それはおかしいのではないかとということが多かったので、そういう考え方を知って、私たちが、不審なところを自分たちでも質問できるということもあって、何とまとめたらよいのか分かりませんが、改善ということではないですが、弁護士の意見というのは、そういう意見もあるということで参考に

なりました。

(司会) 4番5番の方ありますか。

(4番, 5番) (発言なし。)

(司会) ないようでしたらよろしいでしょうか。本日は、どうもありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見、率直な御感想あるいは御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考にさせていただきます。大変お疲れさまでございました。